

平成16年10月29日

環境省地球環境局長

小島敏郎様

「地球温暖化対策推進大綱中間とりまとめ」に  
おける新エネルギー対策の強化についての要望書

岩手県知事 増田 寛也

## 「地球温暖化対策推進大綱中間とりまとめ」における 新エネルギー対策の強化について

本県は、環境先進県を目指し 1999 年 9 月に策定した「岩手県環境基本計画」で、地域から地球温暖化防止対策への貢献という考え方をもとに、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素の排出削減目標を 2010 年までに国の目標の 6 パーセント削減よりも高い 8 パーセント削減に設定するとともに、2003 年 3 月には全国で 3 番目となる「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例」を制定するなどにより、本県の地域特性を活かした再生可能な木質バイオマスエネルギー利用拡大等の新エネルギーの導入や省エネルギーの促進を図りながら、二酸化炭素排出量の削減に取り組んでいます。

しかし、電力会社による水力、風力等の自然エネルギーを利用した電気の買取りが少ないことなどから、これらの導入が本県の計画目標を下回っています。今後、国において、現在見直し中の地球温暖化対策推進大綱の実施により、新エネルギーの一層の導入が図られないと、本県の二酸化炭素の排出量削減目標の達成は、極めて困難になると苦慮しています。

このようなことに鑑み、地球温暖化対策推進大綱の見直しにあたっては、中間とりまとめの中にもありますように、地方公共団体が再生可能エネルギーの導入に積極的に取組み、地域で地球温暖化対策を推進できるよう、次の趣旨の盛り込みについて、特段のご配慮を要望します。

- 1 新エネルギーの導入拡大を図るために、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)における電気事業者による新エネルギー等電気の利用目標量を上げること。また、発電設備認定の基準について、水力発電(現行 水路式の 1,000kW 以下) 地熱発電(現行 バイナリー発電に限る)を緩和すること。
- 2 太陽光発電における導入支援制度を継続するとともに、廃棄物、バイオマス等による発電設備に対する支援措置を拡充すること。
- 3 風力発電について、一部の電気事業者が系統連系上の問題を検討する必要があるとして新たな募集を停止しているが、制約となっている系統連系対策を強化し、すみやかに募集を再開できるようにすること。
- 4 地球環境にやさしいペレットストーブの普及など木質バイオマスエネルギーの利用拡大に対する支援措置を講じること。